

(案の1)

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における数量を次のように変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和7年3月5日

山口県知事 村岡 嗣政

くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

変更後	(変更前)
140.4 トン	(124.9 トン)

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	変更後	(変更前)
山口県くろまぐろ(小型魚)日本海定置漁業	48.6 トン	(33.1 トン)
山口県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業	91.7 トン	(91.7 トン)